



山形県公報

令和2年12月1日(火)
第160号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則……………(農業技術環境課) ……1179
- 山形県特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則……………(水産振興課) ……1181

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………(健康福祉企画課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……1182
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(置賜総合支庁農村整備課) ……同
- 保安林内の皆伐面積の限度……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……1184
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……1185
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 建設業法に基づく監督処分……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……1186
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定申請……………(県土利用政策課) ……1194
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……1195

規 則

山形県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第67号

山形県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

山形県肥料取締法施行細則(昭和25年11月県規則第126号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号。以下「法」という。)の施行については、法、肥料の品質の確保等に関する法律施行令(昭和25年政令第198号。以下「令」という。)及び肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和25年農林省令第64号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第3条中「並びに法第30条第7項の規定による公表」を削る。

第6条中「第4条」を「第7条」に改める。

別表中「いう」を「いう。以下同じ」に、「6に」を「次項に」に、

「 6 牛由来の原料を原料として生産された普通肥料

を

「 6 動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により使用する場合がありますもの

に、

「牛由来たん白質」を「牛等由来たん白質」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 第5項及び第6項に掲げる普通肥料の施用上の注意等を表示する場合は、動物由来たん白質又は牛等由来たん白質の次に括弧書でその由来する動物種を記載することができる。

別記様式第1号及び別記様式第3号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

肥料生産高等報告書

下記のとおり山形県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則第8条第1号の規定により、報告します。

記

肥料の種類	肥料の名称	生産高量 トン	販売数量内訳		
			県内		県外 トン
			業者 トン	農家 トン	
計					

別記様式第5号中「山形県肥料取締法施行細則」を「山形県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」に、

「 計 」を「 計 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別記様式第1号の規定による登録証でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による登録証とみなす。

3 改正前の別記様式第4号及び別記様式第5号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

山形県特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則をここに公布する。

令和2年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第68号

山形県特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）に定めるもののほか、特定水産資源（法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

（漁獲量等の報告の方法）

第2条 法第26条第1項及び第30条第1項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、書面により行うことができる。

2 前項ただし書の書面を郵便を利用して提出した場合においては、郵便切手の消印等の日に当該書面が提出されたものとみなす。

（代理人による報告）

第3条 法第26条第1項及び第30条第1項の規定による報告を代理人によりしようとする者は、あらかじめ、その権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

（特定水産資源の採捕の停止）

第4条 知事が法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する法第11条第2項第3号の管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなつたと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなつたと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

（提出書類の経由）

第5条 この規則の規定により知事に提出する書類は、庄内総合支庁長を経由しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

（山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則の廃止）

2 山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則（平成8年12月県規則第74号）は、廃止する。

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前の山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則（第6条及び第7条を除く。）の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定により同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

告 示

山形県告示第802号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和2年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) メチル=3, 3-ジメチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類（通称名MDMB-4en-PINACA）
- (2) 1-[2-メチル-4-(3-フェニルプロパ-2-エン-1-イル)ピペラジン-1-イル]ブタン-1-オン及びその塩類（通称名2-methyl-AP-237）
- (3) N,N-ジエチル-2-[[2-(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]エタン-1-アミン及びその塩類（通称名Isotonitazene）

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和2年11月29日

山形県告示第803号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和2年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社日花里	日花里訪問入浴介護事業所 酒田市みずほ二丁目17番3号B号	訪問入浴介護	令和2.11.20

山形県告示第804号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社日花里	日花里訪問入浴介護事業所 酒田市みずほ二丁目17番3号B号	介護予防訪問入浴介護	令和2.11.20

山形県告示第805号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営谷地地区土地改良事業に係る換地処分をした。

令和2年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第806号

令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和2年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林		皆伐面積の限度
		ヘクタール
日向川	水源かん養保安林	290.06
相沢川	同	109.27
田川	同	534.20
五十川～鼠ヶ関川	同	85.31
鮭川	同	643.78
小国川	同	378.40
銅山川～角川	同	399.01
北村山	同	454.62
寒河江川	同	215.26
月布川～朝日川	同	90.59
山形	同	296.29
白川	同	421.54
荒川	同	362.55
置賜	同	518.73
前川	同	12.67
日向川	土砂流出防備保安林	11.80
相沢川	同	16.97
田川	同	345.89
五十川～鼠ヶ関川	同	143.90
鮭川	同	47.09
小国川	同	40.88
銅山川～角川	同	32.72
北村山	同	425.50
寒河江川	同	62.37
月布川～朝日川	同	44.24
山形	同	119.27
白川	同	513.60
荒川	同	52.34
置賜	同	305.92
前川	同	40.45
遊佐町	飛砂防備保安林	23.14
酒田	同	17.46
鶴岡	同	3.82
遊佐町	防風保安林	0.62
酒田	同	0.26
酒田	干害防備保安林	8.83
鶴岡	同	6.78
庄内町	同	0.02
戸沢村	同	8.93
舟形町	同	1.67
鮭川村	同	0.94
最上町	同	12.19
大蔵村	同	2.71
東山	同	3.08
東根	同	4.24
寒河江	同	8.98

朝日町	同					4.47
大江町	同					13.86
山形市	同					2.82
上山市	同					3.22
天童市	同					3.68
米沢市	同					4.52
小国町	同					13.65
飯豊町	同					1.08
白鷹町	同					1.12
高畠町	同					17.53
鶴岡市	魚 づ き 保 安 林					5.34
鶴岡市	保 健 保 安 林					0.62
金山町	同					0.74
鮭川村	同					0.82
最上町	同					0.24
真室川町	同					3.60
村山市	同					0.60
東根市	同					26.86
尾花沢市	同					7.84
寒河江市	同					18.14
大江町	同					6.40
天童市	同					16.54
上山市	同					0.76

山形県告示第807号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和2年12月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和2年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東根尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市神町南一丁目9087番80から 同 神町中央二丁目9087番45まで	旧	17.0メートル } 12.8	24メートル
同 上	新	20.3メートル } 12.8	同 上

山形県告示第808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和2年12月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和2年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 東根市神町南一丁目9087番77から

- 同 神町中央二丁目9087番45まで
 3 供用開始の期日 令和2年12月1日

山形県告示第809号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和2年12月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和2年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡白鷹町大字鮎貝5816番1から 同 荒砥甲字五輪坂1338番1まで	旧	282.0メートル } 18.5	808メートル
西置賜郡白鷹町大字鮎貝5816番1から 同 荒砥甲字油田1353番15まで	新	65.0メートル } 18.5	同 上

山形県告示第810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和2年12月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和2年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 長井白鷹線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字鮎貝5816番1から
同 荒砥甲字油田1353番15まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月6日

山形県告示第811号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和2年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 処分をした年月日
令和2年12月1日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号 株式会社三洋建設
 - (2) 主たる営業所の所在地 酒田市浜中字船付場58番地10
 - (3) 代表者の氏名 太田 雅広
 - (4) 許可番号 山形県知事許可（般-30）第701646号
- 3 処分の内容
解体工事業に関する営業のうち、民間工事に係るものについて、令和2年12月15日から同月17日までの3日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実
株式会社三洋建設は、建設工事の安全確保に関する関係法令を遵守するよう、建設業法第28条第1項に基づく指示処分を受けていたにもかかわらず、民間発注の解体工事に関し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第119条第1号及び第122条の規定により罰金刑に処せられた。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに天童市役所において令和3年4月1日まで縦覧に供する。

令和2年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール天童
天童市芳賀タウン北四丁目1番1号
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)

名 称	所 在 地
イオンモール天童	天童市芳賀土地区画整理事業34街区

(変更後)

名 称	所 在 地
イオンモール天童	天童市芳賀タウン北四丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンモール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	吉 田 昭 夫

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンモール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岩 村 康 次

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
株式会社クロスカンパニー	岡山県岡山市北区幸町2番8号	石 川 康 晴
株式会社キャン	東京都杉並区高円寺北二丁目6番1号	立 花 隆 央

株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	馬場昭典
株式会社サンエー・インターナショナル	東京都港区北青山一丁目2番3号	押木源弥
株式会社ヤマダヤ	愛知県名古屋市西区城西一丁目3番5号	山田太郎
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	寺井秀藏
株式会社キング	京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番の1	山田幸雄
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	吉田馨
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻義久
株式会社ANAP	東京都渋谷区神宮前二丁目31番16号	家高利康
株式会社バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号	井元憲生
株式会社クラッシュアンドカンパニー	新潟県新潟市中央区古町通六番町988番地	佐藤公策
株式会社ナイツ	奈良県大和高田市北本町2番26号	片岡豊嗣
株式会社ウィゴー	東京都渋谷区恵比寿南一丁目16番3号	中澤征史
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋三丁目9番7号	木内守
ベネトンジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前二丁目4番11号	小崎正貴
株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1	横内達治
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山717番地1	柳井正
ギャップジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目32番10号	ブレント・ハイダー
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	福田三千男
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	吉竹英典
株式会社レナウン	東京都江東区有明三丁目6番11号TF Tビル東館	北畑稔
株式会社ベベ	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番2	岡本吉史
株式会社F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目4番1号	小野行由
ブランシェス株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	坂入良久
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地五丁目6番4号	土居健人

タビオ株式会社	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号なんばパークス内パークスタワー	越智勝寛
株式会社登美屋	岩手県北上市上江釣子18地割14番地1	高橋克史
株式会社ジーフット	愛知県名古屋市中種区今池三丁目4番10号	松井博史
株式会社クロハス	福島県郡山市大槻町字愛宕台5番地の2	大橋正澄
ユーチ・ジャパン合同会社	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー	永江公一
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山剛史
株式会社カバンのフジタ	山形市十日町一丁目2番27号	藤田宏次
株式会社ハピネス・アンド・ディ	東京都中央区銀座一丁目16番1号	田泰夫
有限会社ムラ・クリエイティブハウス	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目35番15号ラ・フルール・ド三軒茶屋202号室	田村史
クレアーズ日本株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目1番地11号	山口義貴
有限会社アール・エイ・ワイ	秋田県秋田市山王三丁目8番5号トーカンキャステール山王608号	臼井寿義
As-me エステール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山雅史
株式会社新光堂	天童市南町一丁目1番15号	阿部米位
株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区京橋一丁目11番2号	大野禄太郎
株式会社ジェイアイエヌ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中仁
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	加賀純一
有限会社カービング	宮城県仙台市若林区新寺三丁目2番32号	増子順一
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濠二丁目38番地	河合映治
株式会社プラスハート	大阪府大阪市中央区北浜一丁目9番9号	松尾正司
株式会社CHELSEA New York	石川県金沢市上安原南98番地2	今村慎一郎
株式会社ワールドリビングスタイル	東京都目黒区中目黒一丁目8番1号	西川信一
株式会社レプハウス	東京都世田谷区太子堂一丁目4番24号	堀口康弘
株式会社パル	大阪府大阪市中央区北浜三丁目5番29号	井上隆太
株式会社クリエイティブヨーコ	長野県長野市高田667番地16	小林忠良

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市名東区上社一丁目901番地	白川篤典
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎一丁目6番1号	辻信太郎
株式会社チチカカ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目2番地3	木南仁志
株式会社ベル	新庄市沼田町6番16号	赤松正文
株式会社ラッシュジャパン	神奈川県愛甲郡愛川町中津4027番地3	ロウイーナ・ジャクリン・バード
株式会社末廣	長井市本町一丁目4番25号	高橋英敏
株式会社イオンフォレスト	東京都千代田区紀尾井町3番6号	福本剛史
株式会社長寿乃里	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号	富田健介
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂田尚子
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽牟秀幸
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目8番10号	大島康広
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野七丁目14番5号	金山元一
株式会社ベルカディア	奈良県奈良市高畑町1200番地の9	辰野勇
島村楽器株式会社	東京都江戸川区平井六丁目37番3号	島村元紹
イオンペット株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	小玉毅
株式会社エンドレス	東京都台東区蔵前一丁目4番1	蕭易風
株式会社山形フラワーセンター	山形市和合町三丁目1番50号	齊藤毅
井ヶ田製茶株式会社	宮城県仙台市青葉区大町二丁目7番23	今野克二
株式会社キャラメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目31番8号	尾田信夫
リフォームスタジオ株式会社	東京都中央区日本橋浜町二丁目62番6号	豆鞆亮二
株式会社スタジオアリス	大阪府大阪市北区梅田一丁目8番17号	川村廣明
株式会社アーツフィールド	東根市神町東二丁目3番3号	相澤秀幸
株式会社ベルパーク	東京都千代田区平河町一丁目4番12号	西川猛
株式会社エコノマイズ	東京都千代田区鍛冶町一丁目5番4号	阿部亜希子

株式会社クロノス	東京都港区六本木七丁目15番7号	田代雅樹
株式会社K-GOLDインターナショナル	静岡県浜松市中区西丘町276番地の5	横田光夫
エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町33番6号	クリスティン・エドマン
株式会社マイティ	福島県郡山市駅前二丁目11番1号	渡部広太郎

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2番8号	立花隆央
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町2番8号	立花隆央
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	鈴木恒則
株式会社ヤマダヤ	愛知県名古屋市中区城西一丁目3番1号	山田太郎
株式会社スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	渡邊智則
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目27番13号名駅錦橋ビル6階	吉田馨
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻義久
株式会社ANAP	東京都渋谷区神宮前一丁目16番11号	家高利康
株式会社バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号	井元憲生
株式会社クラッシュアンドカンパニー	新潟県新潟市中央区古町通六番町988番地	佐藤公策
株式会社ウィゴー	東京都渋谷区恵比寿南一丁目16番3号	園田恭輔
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋三丁目9番7号	大森尚昭
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎260番1号	藤原祐介
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山717番地1	柳井正
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	福田三千男
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	寺脇栄一
株式会社F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区磯上通七丁目1番5号	小野行由

ブランシェス株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	原 忠 司
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地五丁目6番4号	ヴァンサン・ネリアス
タビオ株式会社	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号なんばパークス内パークスタワー	越 智 勝 寛
株式会社登美屋	岩手県北上市上江釣子18地割14番地1	高 橋 克 史
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木 下 尚 久
株式会社クロハス	福島県郡山市大槻町字愛宕台5番地の2	大 橋 正 澄
タペストリー・ジャパン合同会社	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー	トッド・カーン
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木 山 剛 史
株式会社カバンのフジタ	山形市十日町一丁目2番27号	藤 田 宏 次
株式会社ハピネス・アンド・ディ	東京都中央区銀座一丁目16番1号	田 泰 夫
愛久株式会社	山形市七日町二丁目1番25-706号ルヴァン七日町	二 瓶 稔
有限会社アール・エイ・ワイ	秋田県秋田市山王三丁目8番5号トーカンキャステール山王608号	臼 井 寿 義
エステールホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸 山 雅 史
株式会社新光堂	天童市南町一丁目1番15号	阿 部 米 位
株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区築地四丁目1番1号	大 野 禄 太 郎
株式会社ジーンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田 中 仁
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤 田 将 広
株式会社セリア	岐阜県大垣市外瀬二丁目38番地	河 合 映 治
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 靖 二
株式会社CHELSEA New York	石川県金沢市矢木二丁目395番地1	今 村 慎 一 郎
株式会社ワンズテラス	東京都港区北青山三丁目5番10号	西 川 信 一
株式会社レプレゼント	東京都渋谷区神宮前六丁目17番11号	堀 口 康 弘
株式会社パルグループホールディングス	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号	井 上 隆 太
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中東区上社一丁目901番地	白 川 篤 典

株式会社サンリオ	東京都品川区大崎一丁目6番1号	辻 信太郎
株式会社チチカカ	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目5番4号	箸 方 修
株式会社ベル	新庄市沼田町6番16号	赤 松 正文
株式会社末廣	長井市館町南12番43号	高 橋 英 敏
株式会社イオンフォレスト	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号	福 本 剛 史
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂 田 尚 子
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	松 田 裕 史
株式会社ブラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目8番10号	大 島 康 広
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野七丁目14番5号	金 山 元 一
株式会社ベルカディア	奈良県奈良市高畑町1200番地の9	辰 野 勇
島村楽器株式会社	東京都江戸川区平井六丁目37番3号	廣 瀬 利 明
イオンペット株式会社	千葉県市川市南八幡四丁目17番8号	米 津 一 郎
株式会社エンドレス	東京都台東区柳橋一丁目20番1号	蕭 易 風
井ヶ田製茶株式会社	宮城県仙台市青葉区大町二丁目7番23	今 野 克 二
株式会社キャラメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目31番8号	尾 田 信 夫
リフォームスタジオ株式会社	東京都中央区日本橋浜町二丁目62番6号	牧 和 男
株式会社スタジオアリス	大阪府大阪市北区梅田一丁目8番17号	牧 野 俊 介
株式会社アーツフィールド	東根市神町東二丁目3番3号	相 澤 秀 幸
株式会社クロノス	東京都港区六本木七丁目15番7号	廣 瀬 淳
エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マウリッ ツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町33番6号	クリスティン・エドマン
株式会社マイティ	福島県郡山市駅前二丁目11番1号	渡 部 広 太郎
株式会社中央コンタクト	静岡県静岡市葵区伝馬町3番地の1深尾ビル3階	藤 本 亮 吉
有限会社レインボーワーク ス	東京都世田谷区池尻三丁目30番2号3階	小 泉 憲 孝
マルホン株式会社	宮城県仙台市若林区御町二丁目8番地の4	安 曇 祥 二

株式会社ジーユー	山口県山口市佐山717番地1	柚木 治
Futon to株式会社	東京都町田市原町田四丁目18番8号	齊藤 浄一
株式会社ディーエイチシー	東京都港区南麻布二丁目7番1号	高橋 芳枝
株式会社ムーンスター	福岡県久留米市白山町60番地	猪山 渡
株式会社ブービープランニング	福島県須賀川市南町130番地	栗城 幸一

3 変更年月日

(1) 2(1)に掲げる事項 平成29年11月13日

(2) 2(2)に掲げる事項 令和2年3月1日

(3) 2(3)に掲げる事項

イ イオンリテール株式会社に係るもの 平成31年3月1日

ロ 株式会社ストライプインターナショナルに係るもの

(イ) 名称に係るもの 平成28年3月1日

(ロ) 代表者の氏名に係るもの 令和2年3月18日

ハ 株式会社キャンに係るもの 平成21年4月1日

ニ 株式会社オンワード樫山に係るもの 令和2年3月1日

ホ 株式会社スタイルフォースに係るもの 平成27年4月1日

ヘ パレモ・ホールディングス株式会社に係るもの

(イ) 名称に係るもの 平成29年8月21日

(ロ) 住所に係るもの 令和元年7月8日

ト 株式会社ハニーズホールディングスに係るもの 平成29年3月1日

チ 株式会社ANAPに係るもの 平成31年3月25日

リ 株式会社ウィゴーに係るもの 平成30年9月25日

ス 株式会社タカキューに係るもの 平成28年4月11日

ル 株式会社ライトオンに係るもの

(イ) 住所に係るもの 令和元年5月31日

(ロ) 代表者の氏名に係るもの 令和2年3月1日

ヲ 株式会社コックスに係るもの 平成30年5月22日

ワ 株式会社F・O・インターナショナルに係るもの 平成31年2月1日

カ ブランシエス株式会社に係るもの 平成30年5月1日

ヨ トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社に係るもの 平成30年1月29日

タ 株式会社ジーフットに係るもの

(イ) 住所に係るもの 平成24年4月1日

(ロ) 代表者の氏名に係るもの 令和元年5月24日

レ タペストリー・ジャパン合同会社に係るもの 令和元年8月4日

ソ 愛久株式会社に係るもの 令和元年6月1日

ツ エステールホールディングス株式会社に係るもの 平成30年10月1日

ネ 株式会社ザ・クロックハウスに係るもの 令和元年8月13日

ナ 株式会社ジンズに係るもの 令和元年7月1日

ラ 株式会社三城に係るもの

(イ) 名称に係るもの 平成21年4月1日

(ロ) 住所に係るもの 平成30年12月1日

(ハ) 代表者の氏名に係るもの 平成28年2月1日

ム 株式会社大創産業に係るもの 平成31年4月1日

ウ 株式会社CHELSEA New Yorkに係るもの 平成30年9月28日

- キ 株式会社ワンズテラスに係るもの 平成29年4月1日
- ク 株式会社レプレゼントに係るもの 平成28年12月7日
- コ 株式会社パルグループホールディングスに係るもの 平成28年9月1日
- ク 株式会社チチカカに係るもの
 - (イ) 住所に係るもの 令和元年9月2日
 - (ロ) 代表者の氏名に係るもの 平成31年3月1日
- カ 株式会社イオンフォレストに係るもの 平成28年8月1日
- キ 株式会社未来屋書店に係るもの 平成31年4月28日
- ク 島村楽器株式会社に係るもの 平成26年5月19日
- ク イオンペット株式会社に係るもの
 - (イ) 住所に係るもの 平成28年5月20日
 - (ロ) 代表者の氏名に係るもの 平成27年3月1日
- コ 株式会社エンドレスに係るもの 平成30年10月1日
- エ リフォームスタジオ株式会社に係るもの 平成29年3月6日
- テ 株式会社スタジオアリスに係るもの 平成30年10月10日
- ア 株式会社クロノスに係るもの 令和元年6月1日
- サ エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社に係るもの 平成21年9月28日
- キ 株式会社マイティに係るもの 平成27年4月17日
- ユ 株式会社中央コンタクトに係るもの 平成28年7月29日
- メ 有限会社レインボーワークスに係るもの 平成28年8月1日
- ミ マルホン株式会社に係るもの 平成28年11月3日
- シ 株式会社ジーユーに係るもの 平成29年4月1日
- エ Futonto株式会社に係るもの 平成30年9月1日
- ヒ 株式会社ディーエイチシーに係るもの 平成30年9月14日
- モ 株式会社ムーンスターに係るもの 平成31年4月22日
- セ 株式会社ブービープランニングに係るもの 令和2年8月8日

4 届出年月日

令和2年9月28日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年4月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第27条第1項の規定により、起業者から次のとおり特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定の申請があった。

なお、関係書類は、県土整備部県土利用政策課において令和2年12月15日まで縦覧に供する。

令和2年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地 目	
		公 簿	現 況
飽海郡遊佐町比子字服部興野	15番67	畑	畑

2 その他

- (1) 1に掲げる特定所有者不明土地について、法第28条第1項第3号イ又はロに該当する者は、令和2年12月15

日までに、知事に申し出ること。なお、同日までに申出がないときは、知事が法第32条第1項の裁定をすることがある。

(2) (1)の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書にその権原を証する書面を添えて知事に提出することにより行うこと。

イ 申出者の氏名又は名称及び住所

ロ 当該申出に係る特定所有者不明土地の所在及び地番

ハ 法第28条第1項第3号イの規定による申出をしようとする場合においては、当該異議の内容及びその理由

ニ 法第28条第1項第3号ロの規定による申出をしようとする場合においては、当該特定所有者不明土地の所有者である旨

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を 超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を 超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を 超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を 超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を 超え214,000円 以下の者		
県営小出アパート1号	長井市台町3-1	3DK	55.7	2	一般用	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	3月分の家賃に相当する額	単身可
同 2号	同 3-2	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		
同 成田アパート	同 成田3102-3	同	58.0	3	同	14,300	16,500	18,900	21,300	24,400	28,100		
同 小国アパート1号	西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3-9	同	58.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900		
同 白鷹アパート	同 白鷹町大字荒砥乙1482-1	同	58.0	1	同	13,100	15,100	17,300	19,500	22,300	25,800		単身可
同 飯豊アパート	同 飯豊町大字萩生3893-3	同	55.7	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800		
同 飯豊アパート	同 飯豊町大字萩生3893-3	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300		単身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

- (ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年12月7日から同月11日までの午前10時から午後5時まで

ただし、郵送の場合は、令和2年12月11日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和3年2月上旬